

	廃棄物処理法の改正について
--	------------------------

	長崎県廃棄物対策課
--	------------------

	法改正の必要性
--	------------------

	不法投棄等の不適正処理は依然として 多数発覚
--	-----------------------------------



	産業廃棄物の排出事業者の処理責任の 徹底等が必要
--	-------------------------------------

	主な法改正の内容
■ 排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化 ■ 処理業者による適正な処理を確保するための対策強化	

	排出事業者の産業廃棄物の保管に係る事前届出制度の創設
■ 届出対象 排出事業者が外で保管するとき ■ 対象物 建設工事に伴い生じる産業廃棄物 ■ 対象保管 300m³以上の保管場所	

	建設工事に伴い生じる廃棄物に係る処理責任の一元化
	■ 下請業者の業務に伴い生じる廃棄物の処理は、元請業者が排出事業者 ■ 下請業者による廃棄物保管は、元請業者に加えて当該下請け業者も排出事業者とみなす ■ 書面による請負契約により下請業者が自ら運搬する場合は、当該下請け業者を排出事業者とみなす

	土地所有者等の行政への通報に係る努力義務の創設
	■ 土地所有者等 土地の所有者又は占有者 ■ 通報 所有又は占有(管理)する土地において不適正処理された廃棄物を発見したとき

	その他排出事業者に関連する改正①
■	排出事業者による処理状況に関する努力義務の明文化
■	排出事業者の管理票保管義務の追加事項

	その他排出事業者に関連する改正②
■	排出事業者の自ら処理に係る帳簿の備え付け義務の拡充
■	報告の徴収、立入検査の対象拡充
■	措置命令の対象拡充
■	従業員等の不法投棄の場合の法人に課せられる量刑の引き上げ

処理業者に係る対策強化

① 管理票に係る規定の強化

- 運搬・処分受託者は、管理票の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けてはならない

罰則：6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

この規定に違反した者を措置命令対象者に追加

処理業者に係る対策強化

② 処理困難通知

- 現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難な場合に通知義務

- ・ 事由が生じた場合、10日以内に通知

- ・ 罰則：（通知義務違反・保存義務違反）

6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

廃棄物処理施設設置者に対し、県による 定期検査の義務付け

- ・ 対象施設: 焼却施設、最終処分場
- ・ 定期検査の受検期間: 5年以内ごと
- ・ 検査: 技術上の基準に適合しているか

廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

最終処分場の設置許可が取り消された 場合の維持管理義務

- ・ 対象者: 取り消された者又はその承継人
- ・ 当該処分場が廃止基準に適合するまで
維持管理を行う義務

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化

政令市の許可権限の一部を県に移行(県許可により政令市でも営業可)

- ・ 政令市内で積替え保管行為を行う場合は市の許可が必要(従前どおり)
- ・ ひとつの政令市のみで営業する場合は、市の許可で可能(従前どおり)
- ・ 県許可を取得すれば市の許可は失効

その他法改正事項

- 優良な処理業者に対する更新期間の特例措置
- 欠格要件に係る連鎖規定の一部廃止
- 多量排出事業者に対する罰金創設
- 廃棄物を輸入することができる者拡充
- 焼却時の熱利用の促進

	立入検査、行政処分等について

	立入検査（法第19条第1項）
	■ 都道府県知事は廃棄物の適正な処理を確保するため必要と認めるときは、当該吏員に事業所に立ち入り、施設の構造若しくは維持管理に関し、書類等を検査させることができる。 また、必要に応じ無償で収去することができる。 ■ 立入検査を拒否したり、妨害したり、忌避したりした者は、罰則の対象となります。

報告の徴収（法第18条第1項）

- 廃棄物の適正な処理を確保するため、県知事等は、事業者、廃棄物処理業者、廃棄物処理施設の設置者などに対し、廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分又は施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができます。
- 求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、罰則の対象となります。

最近の廃棄物行政に対する本県の取り組み

1. 産業廃棄物適正処理指導員の配備
2. 「立入検査マニュアル」の策定
3. 産業廃棄物適正処理指導要綱の改正

違反事項がある場合の対応

- ① 口頭指導・文書指導
- ② 改善勧告
- ③ 改善命令
- ④ 措置命令
- ⑤ 業及び施設の停止命令
- ⑥ 許可取消

* 命令違反、悪質な違反の場合は、刑事告発

行政処分

- 改善命令（施設の使用停止命令）
- 措置命令
- 許可の取消又は停止
 - ・ 産業廃棄物処理業の停止
 - ・ 産業廃棄物処理業の許可の取消

	改善命令（法第19条の3等）
	■ 県知事等は、次の場合などに期限を定めて必要な改善を命ずることができる ・ 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合

	措置命令（法第19条の5）
	■ 処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行なわれた場合において、生活環境保全上の支障を生じ、又は生ずるおそれがあるとき、必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう命ずることがあります。

産業廃棄物処理業の停止

- 産業廃棄物収集運搬・処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる
- ① 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき
- ② 施設又は能力が基準に適合しなくなったとき
- ③ 当該許可の条件に違反したとき

産業廃棄物処理業の許可の取消

- 産業廃棄物収集運搬・処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない
- ・ 欠格条項に該当するに至ったとき
- ・ 前記①に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき

主な罰則等

事業者の行為	罰 則
委託基準違反 (法第12条第3項)	5年以下の懲役・1,000万円以下の罰金 又はこれを併科
無許可営業、無許可変更	5年以下の懲役・1,000万円(法人の場合は 1億円)以下の罰金 又はこれを併科
産業廃棄物処理施設の 無許可設置、無許可変更	5年以下の懲役・1,000万円以下の罰金 又はこれを併科
マニフェストの不交付、 虚偽記載、保存義務違反	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
廃棄物の不法投棄 (未遂罪を含む)	5年以下の懲役・1,000万円(法人の場合は 1億円)以下の罰金又はこれを併科
廃棄物の野外焼却 (未遂罪を含む)	5年以下の懲役・1,000万円(法人の場合は 1億円)以下の罰金又はこれを併科

最近の本県の行政処分状況

H20.	3 許可取消(措置命令違反) 7 施設の改善命令・停止命令
H21.	2 措置命令 4 措置命令
H22.	1 刑事告発(措置命令違反) 11 停止命令(90日) 11 措置命令

廃棄物処理法の一部改正について

○手続

- ・ 公布日 平成22年5月19日
- ・ 施行日 平成23年4月1日予定（施行日を定める政令を公布予定）
- ・ 関係政省令の一部改正 改正案に係るパブリックコメントの実施（10月7日～11月8日）

○改正の概要

1. 排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

①排出事業者の産業廃棄物の保管に係る事前届出制度の創設

- ・ 届出対象：排出事業者が排出事業場の外で産業廃棄物を保管するとき。
※届出事項の変更時も事前届出が必要
- ・ 対象となる産業廃棄物【政省令案】：建設工事に伴い生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）
- ・ 対象となる保管【政省令案】：300㎡以上の保管場所（保管場所の囲いの面積）で行う保管
- ・ 対象外：(1)処理業許可の範囲で行う保管、(2)設置許可施設で行う処分に伴う保管
- ・ 適応除外：非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の施行規則で定める場合を除く。
※非常災害廃棄物の保管の場合：保管をした日から14日以内に届出をする。

②建設工事に伴い生ずる廃棄物に係る処理責任の元請業者への一元化

- ・ 下請業者の業務に伴って生じた廃棄物の処理については、元請業者を排出事業者とする。
- ・ 下請業者による廃棄物の保管については、元請業者に加えて当該下請業者も排出事業者とみなす。
- ・ 書面による請負契約により下請業者が自ら運搬する場合は、当該下請業者を排出事業者とみなす。
- ・ 下請業者が他人に処理を委託する場合は、当該下請業者を排出事業者とみなして委託基準・管理票制度に係る規定を適用する。

③土地所有者等の行政への通報に係る努力義務の創設

- ・ 土地所有者等：土地の所有者又は占有者
- ・ 通報：その所有、又は占有（管理）する土地において不適正に処理された廃棄物を発見したとき

④排出事業者による処理状況に関する確認の努力義務の明文化

- ・ 産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認

⑤排出事業者の管理票の保管義務の追加事項

- ・ マニフェストA票の保管義務の追加（現行は、B2票、D票、E票）

⑥排出事業者の自ら処理に係る帳簿の備え付け義務の拡充【政省令案】

- ・ 現行：設置許可対象施設の設置者のみ
- ・ 追加：(1)産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら処分を行う事業者
(2)産業廃棄物を生ずる事業場内に設置された小型焼却炉（設置許可対象外）において自ら焼却を行う事業者

⑦報告徴収・立入検査の対象拡充

- ・ 報告徴収・立入検査の対象者に「その他の関係者」を追加

- ・立入検査の対象となる場所に「車両、船舶その他の場所」を追加

⑧措置命令の対象拡充

- ・「処理基準に適合しない産業廃棄物の処分」を「処理基準又は保管基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分」に変更

⑨従業員等が不法投棄等を行った場合に当該従業員等の事業主である法人に課される量刑の引き上げ

- ・罰金 1 億円 → 3 億円

2. 処理業者による適正な処理を確保するための対策の強化

①管理票に係る規定の強化

- ・運搬受託者又は処分受託者は、管理票の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。
- ・罰則：6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- ・この規定に違反した者を措置命令の対象者に追加

②処理困難通知

- ・処理困難：現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたとき
- ・処理困難の事由【政省令案】：(1)故障、事故、(2)事業の廃止、(3)施設の休廃止、(4)欠格用件該当、(5)埋立終了（最終処分場の場合）、(6)行政処分
- ・当該処理を委託した者へ通知【政省令案】：発生後 10 日以内に通知
- ・当該通知の写しを保存【政省令案】：5 年間保存
- ・罰則：6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（通知義務違反・保存義務違反とも）
- ・通知を受けた委託者の措置【政省令案】：(1)必要な措置を講ずる。(2)30 日以内に都道府県に「措置内容等報告書」を提出する。

3. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け

- ・対象施設：焼却施設、最終処分場
- ・定期検査の受験期間【政省令案】：5 年以内ごと
- ・経過措置【政省令案】：改正前に使用前検査が済んでいる施設は、設置許可日に応じて 1 ～ 5 年以内に検査を受ける。
- ・検査事項：技術上の基準に適合しているかどうか。
- ・検査結果通知【政省令案】：検査終了日、検査の結果、次回受験期限等を書面で通知

②最終処分場の設置許可が取り消された場合の維持管理義務

- ・対象者：取り消された者又はその承継人
- ・義務：当該処分場が廃止基準に適合するまで維持管理を行う義務
※廃止基準適合に係る県の確認を受けるまでの間は、維持管理義務が適用される。

③維持管理積立金制度に係る規定の整備

- ・積立金の取戻しができる者の追加：最終処分場の設置者であった者及びその承継人
- ・設置許可取消し要件の追加：積立金の積み立てをしていない場合
- ・行政代執行を行った場合：当該処分場に係る積立金を設置者等に代わって取り戻すことができる。

④維持管理情報の公表

- ・公表手段：インターネットの利用その他の適切な方法による。
- ・対象施設【政省令案】：焼却施設、最終処分場
- ・公表方法【政省令案】：各月の維持管理情報を翌月の末日までに公表
- ・公表内容【政省令案】：(1)処分した各月ごとの種類及び数量、(2)焼却施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度等、(3)法第8条の4に基づき記録し、処理施設に備え置かなければならないとされている事項（過去3年分）

4. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化【政省令案】

- ・産業廃棄物を一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。
- ・産業廃棄物の収集又は運搬に伴い積替え又は保管を行う場合にあっては、従前通り、当該積替え又は保管を行おうとする区域を管轄する政令市の長が行うこととする。

5. その他

①優良な処理業者に係る許可更新期間の特例の創設

- ・対象：事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者
- ・特例【政省令案】：5年→7年
- ・手続【政省令案】：更新申請時に適合性審査の申請を行う。

②欠格要件に係る連鎖規定の一部廃止

- ・廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながないように措置

③多量排出事業者に対する罰金の創設

- ・減量計画、計画の実施状況報告の未提出 20万円以下の過料

④廃棄物を輸入することができる者の拡充

- ・国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加（現行：輸入した廃棄物を自ら処分する者のみ）

⑤焼却時の熱利用の促進

- ・廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることができる制度を創設

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について (案)

(県の許可を有している事業者用)

廃棄物処理法等の改正に伴い、

平成23年4月1日から長崎県の産業廃棄物収集運搬業許可のみで、
長崎市及び佐世保市でも業を行うことができるようになります。

※ 平成23年4月1日から、自動的にできるようになります。

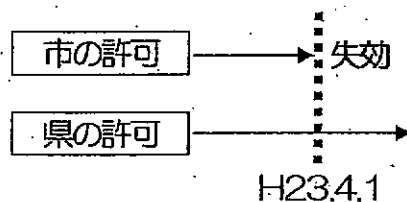
※ 長崎市又は佐世保市（以下「市」という。）の許可を併せて有している場合、市の許可は失効します。失効した許可証は、4月1日以降、すみやかに各市に返納してください。

※ただし、下記の点に注意してください！

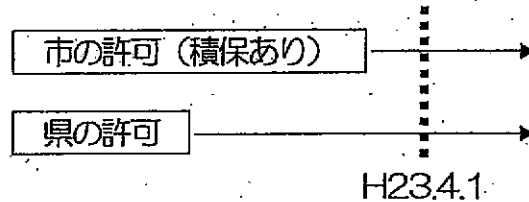
1. 「積替え保管行為」に係る注意点

- ・市で「積替え保管行為」を行うためには、従前どおり市の許可が必要です。
 - ・市で「積替え保管行為あり」の許可を有している場合、当該許可証は失効しません。
- ※引き続き許可証が必要となりますので、この場合は許可証を返納しないでください。

(市の積替保管なし の場合)



(市の積替保管あり の場合)



2. 「事業の範囲」(取扱う産業廃棄物の種類等)に係る注意点

- ① 市の許可の「事業の範囲」が、県の許可の「事業の範囲」より狭い場合
市においても、県の許可の「事業の範囲」が有効となります。

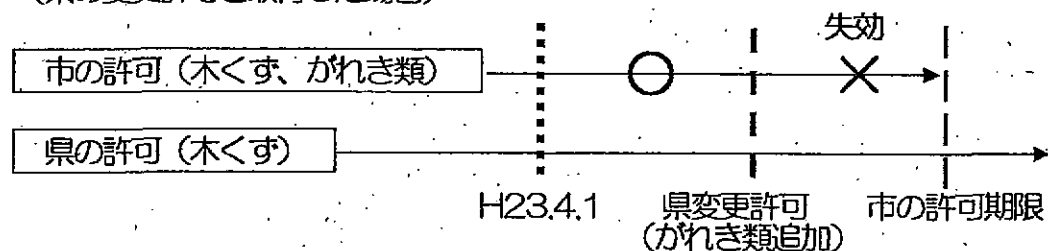
(例) 県の許可(木くず、がれき類) > 市の許可(木くず)
H23.4.1 からは市においても(木くず、がれき類)の収集運搬が可能。

- ② 市の許可の「事業の範囲」が、県の許可の「事業の範囲」より広い場合
県の許可の「事業の範囲」でしか事業を行うことができなくなります。

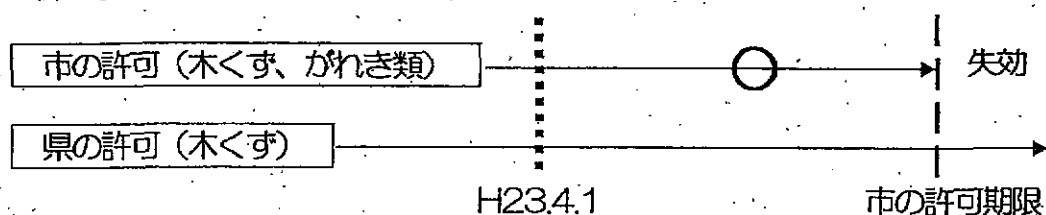
※ 市の許可の「事業の範囲」で事業を行いたいときは、県の許可について、変更許可の手続きが必要となります。

※ 経過措置として、4月1日から県の「変更許可」を取得するまでの間、従前の市の許可証が使用できます。(ただし、4月1日以降に市の許可を更新することはできません。)
したがって、この場合、市の許可証は返納しないでください。

(県の変更許可を取得した場合)



(県の変更許可を取得しない場合)

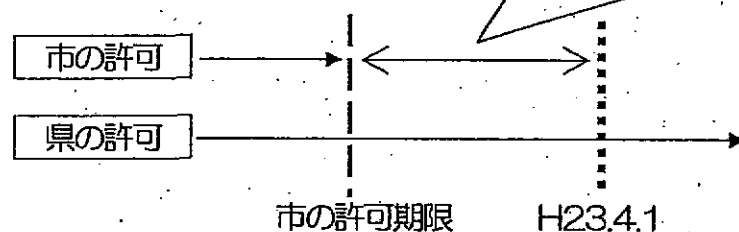


市の許可期限以降は、市において木くずのみ収集運搬が可能。

3. 4月1日に失効する市の許可について、3月31日以前に許可期限が到来する場合

- ・継続して事業を行うためには、市へ許可の更新申請を行う必要があります。
- ・更新許可申請書を受理した時点で事業は継続できます。
- ・審査中に4月1日が到来した場合、失効に伴って審査は打ち切りとなりますが、納付した申請手数料は返還できませんのでご了承ください。

市へ更新申請しなければ失効となるため、この間、市で営業できない。



産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について (県)

(県の許可を有していない事業者用)

廃棄物処理法等の改正に伴い、

平成23年4月1日から長崎県の産業廃棄物収集運搬業許可のみで、
長崎市及び佐世保市でも業を行うことができるようになります。

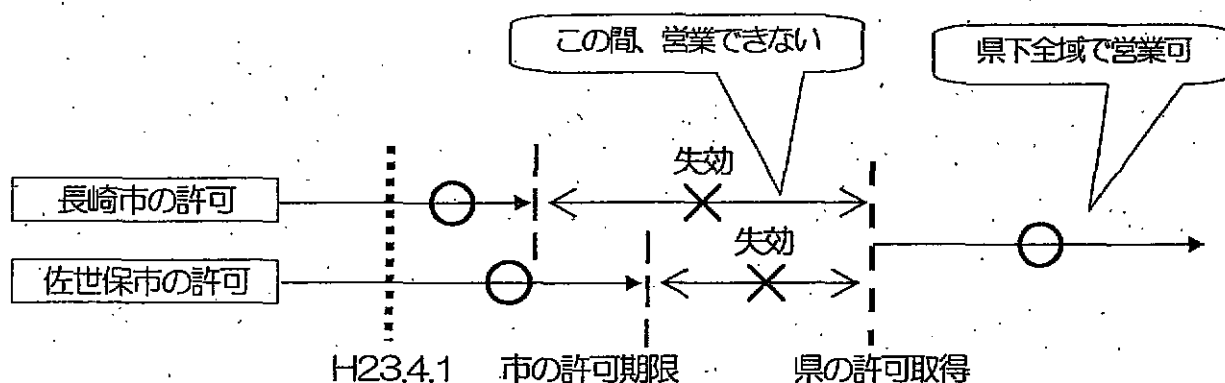
※ただし、下記の点に注意してください！

1. 県の許可を新たに取得しなければならない場合があります！

長崎市と佐世保市両方の許可を有しているが、県の許可を有していない場合

- ・ 4月1日以降は市の許可の更新はできませんので、市の許可期限までに県の許可を新たに取得する必要があります。
- ・ 経過措置として市の許可期限まではその範囲内で業を行うことができます。
- ※ 県の許可を取得した時点で、期限内であっても市の許可は失効します。失効した許可証は、すみやかに各市に返納してください。

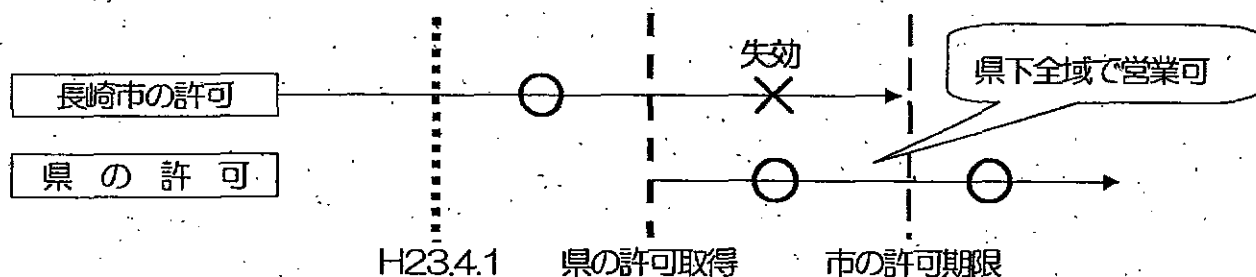
(例) 市の許可期限までに県の許可を取得しなかった場合



2. 長崎市のみ (または佐世保市のみ) の許可を有している事業者が、4月1日以降に長崎市 (または佐世保市) 以外で業を行おうとする場合、県の許可が必要です。

※県の許可を取得した時点で、期限内であっても市の許可は失効します。失効した許可証は、すみやかに各市に返納してください。

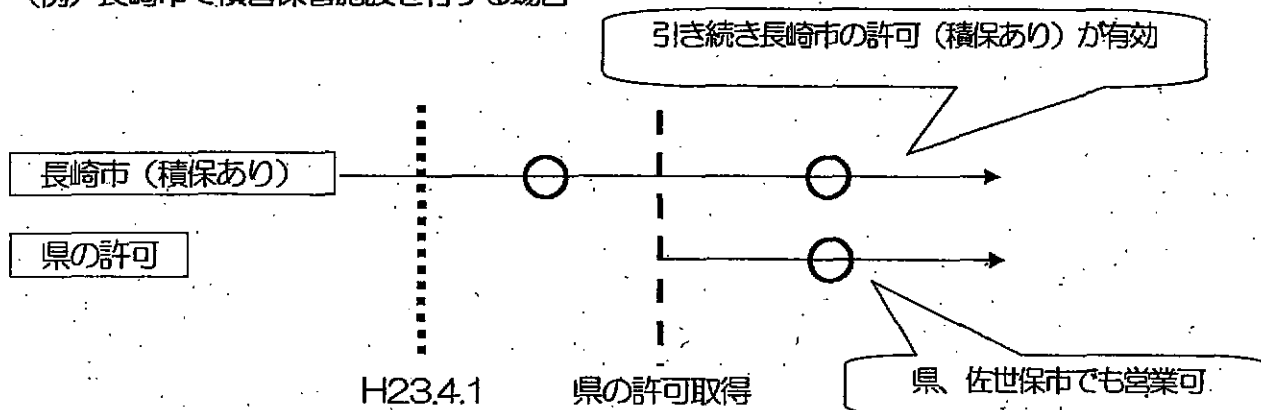
(例) 長崎市のみの許可業者が県許可を取得した場合



3. 「積替え保管行為」に係る注意点

- ・長崎市又は佐世保市で「積替え保管行為」を行うためには、従前どおり各市の許可が必要です。
 - ・長崎市又は佐世保市で「積替え保管行為あり」の許可を有している場合、県の許可を取得した場合であっても当該許可証は失効しません。
- ※ 引き続き許可証が必要となりますので、この場合は許可証を返納しないでください。

(例) 長崎市で積替保管施設を有する場合



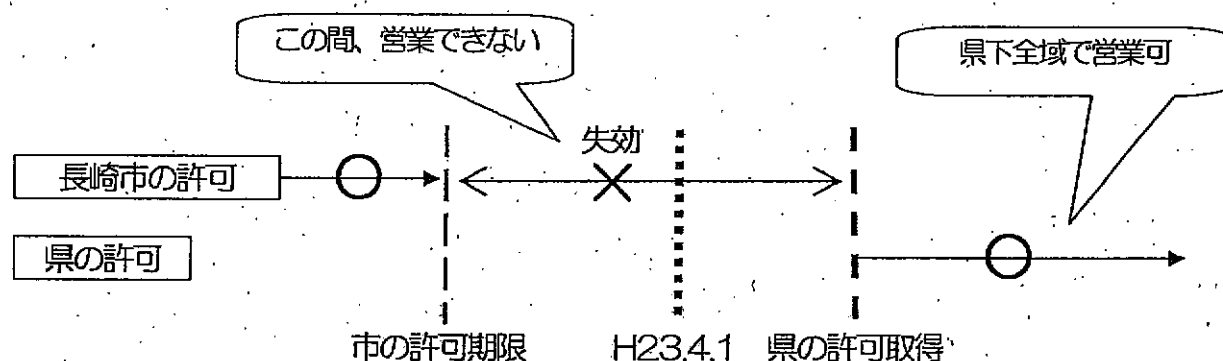
4. 県内では、長崎市のみ (または佐世保市のみ) で業を行う場合

- ・4月1日以降も市の許可で業を行うことができます (従前と同じ取り扱いになります)。
- ※ 新たに県の許可を取得することにより、県内全域において業を行うことができます。
- ※ 長崎市 (または佐世保市) のみで業を行う場合は、従前どおりの取り扱いとなりますので、変更届出や更新申請等の手続きは各市に行ってください。

5. 平成23年3月31日以前に市の許可期限が到来する場合

- ・ 4月1日までの間、市で継続して事業を行うためには、市へ許可の更新申請を行う必要があります。
- ・ 更新許可申請書を受理した時点で事業は継続できます。
- ・ 市の許可審査中に県の許可を取得した場合、失効に伴って審査は打ち切りとなりますが、納付した申請手数料は返還できませんのでご了承ください。

(例) 長崎市の許可期限までに県の許可を取得しなかった場合



(例) 長崎市の審査期間中に県の許可を取得した場合

